

健康保険あきた

協会けんぽ 秋田支部からのお知らせ

平成22年
7月
第1号



職場内で、掲示・回覧をお願いいたします

経費節減のため 「医療費のお知らせ」を年1回に変更します

協会けんぽでは、概ね8月と2月の年2回、加入者の皆様へ診療を受けた医療機関や医療費についてお知らせする「医療費のお知らせ」をお送りしてまいりました。

「医療費のお知らせ」は、加入者の皆様の医療のために協会けんぽからその費用が支払われ、健康の維持のために役立つことを具体的に理解していただくこと、さらには、これを通じて、健康の大切さについての関心を高め、健康管理の必要性をより一層認識していただくことを目的としており、意義があるものと考えています。

協会けんぽでは、以前より事業主・加入者のみなさまへ保険事業に関するお知らせを納入告知書に同封させていただいておりましたが、今月から新たに広報誌「健康保険あきた」として情報を提供いたします。今後ともどうぞよろしく願います。

協会けんぽ 秋田支部

*健康保険組合・国保組合に加入の事業所様にも、情報提供としてお送りさせていただきます。



しかしながら、協会けんぽは厳しい財政状況にあることから、年2回お送りしていた「医療費のお知らせ」については、今年度以降年1回2月頃にお送りすることといたしました。

これにより、次回お送りするのは平成23年2月頃となります。

「医療費のお知らせ」は引き続き、事業主様を経由してお送りすることとしております。事業主様には大変お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

●平成23年2月頃お送りする「医療費のお知らせ」について

平成21年12月から平成22年11月までの間に協会けんぽで受け付けた診療報酬明細書等（レセプト、柔道整復施術療養費）の内容が記載されます。

※診療報酬明細書等の協会けんぽでの受付は診療を受けられた月の2か月後になりますので、特別な事情がある場合を除き、平成21年10月から平成22年9月診療分が記載されます。

お問い合わせ◇レセプトグループ

018(883)1892

速報

1月末に対象者へお送りした「ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額の通知」によって、秋田支部の通知対象者の19%の方がジェネリック医薬品に切替えられ、通知の翌月における軽減効果額は約640万円でした。年間にとると約7,680万円になります。詳細は次号お知らせします。

「インターネットから、いつでも便利な「情報提供サービス」がご利用できます」

情報提供サービスでは、協会けんぽのホームページからユーザーIDとパスワードを取得いただくことで、取得した月以降の毎月の医療費や窓口で支払った額などの情報をご確認いただくことができます。是非ご利用ください。

登録方法

1 協会けんぽ秋田支部ホームページのこちらのバナーから情報提供サービスにアクセスし、「利用申請」画面にて必要事項を入力うえで、ユーザーID・パスワードの払い出し申請を行います。



2 協会において資格審査の上、後日郵送によりユーザーID・パスワードを通知します。また、要件を満たさなかった場合には、その旨を通知します。

3 情報提供サービスにアクセスし、「ログイン」した後、医療費の照会を行います。



お問い合わせ◇企画総務グループ
018(883)1841



協会けんぽの被扶養者の方が、就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入された場合や、収入面の条件を満たさなくなった場合などは、協会けんぽの被扶養者でなくなります。

このため、平成22年5月下旬より、協会けんぽの被扶養者として登録されている方が現在も協会けんぽの被扶養者としての条件を満たしているかを再確認させていただいております。

対象事業所へ「健康保険被扶養者状況リスト」を送付させていただきましたが、まだお済みでない事業主の方は、被扶養者資格を確認していただき、返信用封筒にて「健康保険被扶養者状況リスト」と該当する方の保険証などを協会けんぽへご提出くださいますようお願いいたします。

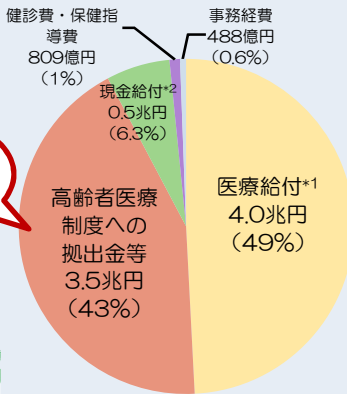
協会けんぽ支出見込み (平成22年度)

*1医療給付とは、保険証を提示して医療を受けたときに協会けんぽから医療機関・薬局に支払う医療費のこと

*2現金給付とは、高額療養費や傷病手当金など、請求によって給付される保険給付のこと



支出の43%



みなさまにお支払い頂いている保険料の一部で高齢者医療制度を支えています

高齢者の医療費の一部は、協会けんぽなどの医療保険制度からの拠出金で賄われていることをご存知でしょうか？

平成22年度の協会けんぽの支出は左図のように見込まれており、そのうち43%は高齢者医療制度への拠出金などで使われます。

「どうして被扶養者資格確認が保険料の上昇を抑制する取り組みに関係するの？」

先日、改正国民健康保険法が可決・成立し、その中で、後期高齢者支援金の3分の1に加入者数割から総報酬割に変更されましたが、支援金の残り3分の2に関しては、従来どおり各々の保険に加入している方の人数に応じて算出されます。

そのため、被扶養者（異動）届の解除の届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの負担となり、保険料の負担が増えることになります。

保険料負担の適正化のために、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ◇業務グループ
018(883)1800

協会けんぽ秋田支部データ

平成22年4月末現在の速報値
○内は対前年比

事業所数：14,117社 (143社)
被保険者数：197,906人 (△1,310人)
被扶養者数：148,145人 (△3,840人)
平均標準報酬月額：231,029円 (△6,262円)

被扶養者資格の再確認は保険料負担の軽減につながる大変重要な事務です、みなさまのご理解とご協力をお願いします

提出期限 7月末日



協会けんぽ

全国健康保険協会 秋田支部

〒010-8507

秋田市川元山下町5-21 (山ノ下公園となり)

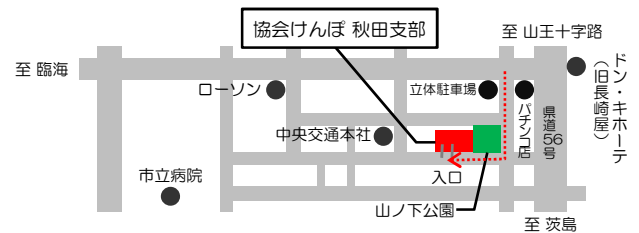
Tel : 018-883-1800 (代表)

Fax : 018-883-1544

ホームページ:

協会けんぽ 秋田

検索



パチンコ店と立体駐車場の間の小路に入り、山ノ下公園を過ぎた交差点を右折すると協会けんぽ入口&駐車場があります。